

西内(健)委員長

それでは、ただいまから議会デジタル化検討小委員会を開催いたします。
西森雅和副委員長から、少し遅れる旨の連絡がっております。
本日は、議会のデジタル化において、前回に続いて当面の課題についての対応を御協議願うため、お集まりいただきました。
それでは、お手元の協議事項の順に進めてまいりたいので御協力お願いいたします。

1. タブレット端末導入時の課題への対応について

西内(健)委員長

まず、タブレット端末導入時の課題への対応についてであります。
前回の小委員会において、3つの検討項目について再度各会派に持ち帰り、協議していただくこととしておりました。各会派から御発言いただく前に、3つの検討項目について、事務局から補足説明があるとのことですので、説明をさせます。

吉岡議事課長

それでは、各項目につきまして少し補足説明をさせていただきます。
1つ目の項目の「通信費負担について」でございます。配付するタブレットの通信費の一部を議員負担とするかでございますが、前回の議論の中で、公務と政務のさび分けのお話ございました。このため、政務活動費マニュアルを確認しますと、政務活動として明確に規定がございました。1番、会派、議員が県政の課題、議会で審議する案件について行う調査研究及び情報収集のための活動。2番、会派、議員が政治家、行政関係者又は民間の団体等との意見交換及びそれらの者から情報収集を行うための活動。3番、会派、議員が住民からの要望及び意見の聴取、並びに住民との意見交換のために行う活動。4番、会派、議員が住民に対して行う広報活動。5番、その他、政務に関する活動、と規定をされておりました。このため、タブレット使用に当たっての考え方については、政務活動費のこうした考え方との整合性をとっていく必要があるかと考えます。なお、一部負担とした場合、その割合を2分の1としますと、本年度の通信契約では1人月額500円程度になるかと考えております。

次に2つ目の項目の「フリーWi-Fiへの接続について」でございます。前日も御説明しましたとおり、フリーWi-Fiの利用はセキュリティー上、危険を伴っており、総務省から通知も出されております。これに基づかず、万が一のことが発生してしまった場合、県議会には説明責任があり、さらに第三者に影響が生じた場合、リスク管理がおろそかであったとして、責任を問われることも十分考えられます。

3つ目の項目の「議事堂のWi-Fiへの私物機器の接続について」でございます。私物機器には管理権限が及びませんので、ネットワーク障害が生じた場合、まず、その原因究明が困難となり、さらに復旧まで時間がかかることになるかと考えます。さらにその私物端末を再び接続してしまうと、同じ障害を発生させてしまう恐れもあります。また、接続した方の責任が問われることになりかねないとも考えます。なお前回、会派としてWi-Fiを引くことのお尋ねがございました。庁舎管理に確認いたしました、工事により建物に穴をあけたりする場合は、庁舎管理、管財課になりますが、こちらに御連絡をいただき、管財課の確認、現地調査、立会等行いまして、その上で工事をしていただきたいとのことで、特に禁止はしていないとのことでございました。このため、工事を行いたい場合は、事務局に御連

R5.8.7 議会デジタル化検討小委員会

- 絡いただければ、管財課と調整をさせていただきたいと考えております。
このような点も踏まえて御協議いただきますようお願いいたします。説明につきまして、以上でございます。
- 西内(健)委員長 それでは各会派から検討結果について、一括して御発言いただきたいと思います。存じます。
まずは自民党から、榎尾委員。
- 榎尾委員 会派内で話し合まして、通信費負担につきましては、③番の一部議員負担とする。そして2つ目のフリーWi-Fiへの接続については、自宅のWi-Fiのみ認めるの③番。3つ目の議事堂のWi-Fiへの私物接続については、②番の認めないに会派内で話し合って意見が出ました。以上です。
- 西内(健)委員長 続きまして共産党、岡田委員よろしく申し上げます。
- 岡田(芳)委員 1つ目、通信費の負担については、一部議員負担でも構わないということでございます。なかなか区別がしづらいという点もありますけども。Wi-Fiについて、ちょっと聞いてみれば、うちの会派もWi-Fi接続してるということになっておりまして、この対応をどうするかなというのは、ちょっと事務方とも相談しながら判断をしていきたいと思っています。認めていいのではないかとということですけども、ただ先ほどの説明では、問題が生じた場合に、原因究明が難しくなるとの御説明もありましたので、なお、検討していきたいと考えます。これはもう2つ目、3つ目についてはそういう判断でございます。
- 西内(健)委員長 フリーWi-Fiですから、外でのWi-Fiの接続をどうするかという話でしたので。会派内に、今、Wi-Fiを設置してるとなれば、3つめ目も議事堂のWi-Fiではなく、会派のWi-Fiへ私物接続はできると思いますので、どちらかといえば3つ目も認めないでも大丈夫なのかなって感じがするんですけど、また後で。次に、田所委員から。
- 田所委員 私どもも会派で協議をさせていただきました。他の会派の皆様ともほぼ同じ意見でありますけども議員負担については、③番。2つ目のフリーWi-Fiへの接続については、③番の自宅のWi-Fiのみ認める。3つ目は、②認めないと。
前回の会議で他の委員からも、結局それが漏えいしても公開資料だから問題ないんじゃないかということと、やっぱり端末を使うということで機動性とか、どこでもできるってのは大きな利点であるというのは僕も一緒なんですけども、説明をお伺いしてますと、やっぱりそのセキュリティーの課題があるというところと様々なルールがあるというところでもまずはそこからスタートして、そういうことを検討していくというのも、必要んじゃないかというところの意見が一致したところがございます。以上です。
- 西内(健)委員長 続いて、一燈立志の会、大石委員。

R5.8.7 議会デジタル化検討小委員会

- 大石委員 四面楚歌の状況ではありますが、私たちは機動性も大事ですし、さらには、このタブレットを使うのは全て公務だというふうに思います。さらにはその公開資料を扱うという前提がありますので、全て認めるということ、全額公費負担ということではありますが、最終的な皆さんの御意見、大勢に従うようにいたします。
- 西内(健)委員長 ただ最初ですから、ちょっと縛りはきつくしてという形でもいいかなと思うんですが、それぞれ御意見を伺いましたので、順番に一つずつ片づけていきたいと思えます。
- まず1つ目の「通信費負担」であります。いろいろ御意見がありました。公務と政務を考えると、費用負担しておくほうがいいのではないかということが考えられますが、一燈立志の会も先ほど全て公費という話も出ましたが、この辺で協議したいと思えます。
- 大石委員 うち全額公費負担だと思います。去年、視察に行ったときも県議会で全額公費負担のほうが圧倒的に多いです。わざわざ我々だけがそういう変な先例をつくらないでいいんじゃないかと思えます。
- 西内(健)委員長 これに関してほかに。事務局のほうは。吉岡課長。
- 吉岡議事課長 大石委員がおっしゃられた全額公費負担という点もございしますが、その条件が、公務にしか認めないという前提条件がついております。じゃ、その公務とは何かと言ったら、明確な答えはいただけないんですが、先ほど申しました我々政務活動費マニュアルで政務活動とは何かというところがございしますので、やっぱり外へ向けてどう説明していくのかというところもちょうと御配慮いただければと考えております。
- 岡田(芳)委員 御説明は分かります。マニュアルがあるということで、明確に範囲が規定されていると、使用範囲で、いうことになってくるかと思えますので、そういう点ではタブレット、自由に使いますので、使おうと思ったら、その線引きは、大変難しいと思えます。県民の皆さんにまず理解していただくためには一定程度、そこは負担もしながらスタートするというところでもいいのかなと御説明を伺って考えたところでございます。
- 西内(健)委員長 ほかに。大石委員、いかがでしょうか。
- 大石委員 議会に関する活動というのは、基本的に公務なんです。だから、政務活動費マニュアル自体がそもそもちょっとおかしい。恐らく、こういう事態を想定せずに、生煮えの状態というか、それで書いたマニュアルであって、そこを公務と政務の違いを突き詰めて、こうやるっていう議論までしたとは到底思えない。そういう意味では、ある種、変な線引きをむしろここでつくることのほうが、後々に禍根を残すんじゃないかなというふうに私は思います。
- 岡田(芳)委員 他県の状況も、調査をいただいでです。そこらは本当に、大石委員の言わ

R5.8.7 議会デジタル化検討小委員会

れるように、使うのは我々、多分、公務、政務で使うわけですので、そこはマニュアルの見直しが必要なら、そのことも改めて検討することもあるのかなというふうに思っています。事務局としてどういう風に見通しを持たれてるか、考えをお聞きしたいと思います。

吉岡議事課長

他県の調査につきましては、一定調べておりますが、やはり先ほど申しましたとおりちょっと公務、政務の明確な線引きの観点からお話はいただけておりません。本県で事実としてもあるのが政務活動費マニュアル上に、政務活動とはという規定がございます。それでマニュアルの見直しにつきましてはちょっと、趣旨が違いますのは我々ちょっと検討を今しておりません。以上でございます。

西内(健)委員長

政務活動費をこれに充てることは可能ということですよ。

吉岡議事課長

今の規定上、問題はないと判断しております。

西内(健)委員長

一部負担に関して、政務活動費を充てられるということもあるので、③番の一部議員負担という形で、一旦はスタートしたいと思うんですがよろしいですか。

大石委員

私は明確に反対ですけど、皆さんがそう言うなら。本当はおかしいと思います。だって高知県議会政務活動費も全国で最低クラスの中で、皆さんかなりぎりぎりまで活用されている中で、これがまた降りかかってくるわけですからね。

そもそも公務と政務の違いというのを大体こう言いたいわけの公費で支払われているもので、活動してるものっていうのは、政務に当たらないと。政務というのは政党の活動とか選挙とか、もう本来そういうことなんです。我々議員報酬というのは当然、公共の資金でやってますし、政務活動費も、もともと出所は公共のお金ですから。それで仕事をするっていうのは、公務の範疇に私は当たると思います。だからそこを政務に入れていくということ自体が、少しちょっとおかしいことになるんじゃないかなと。しかも、この使い道については、議会以外のことは使わないということがもう、明確にあるんですから、これは明確に私は公務だというふうに思います。

西内(健)委員長

議事堂外での使用も想定をしているということから、政務という認識に事務局では持つてるのかなと思うんですが、その辺はいかがですか。

吉岡議事課長

議事堂外の場合の接続を考えておまして、通信費ですので、公衆回線を使っています。議事堂内はWi-Fiですので費用かかりませんので、議事堂外で通信、公衆回線を使ってやりとりする場合のことを想定して、政務、公務というさび分けを考えております。以上でございます。

大石委員

例えば、タブレットを使って、自宅で委員会に、将来ですよ、インターネット議会みたいなことで、コロナのときに議論しましたけれども、委員会に自宅で出ますと、それも政務に当たるんですか、それで通信費を使うと。

R5.8.7 議会デジタル化検討小委員会

- 吉岡議事課長 こちらは、今回のタブレット整備が、オンライン委員会等ができるようにということで整備しておりますので、これは公務かと考えております。
- 大石委員 今の説明だと自宅にWi-Fiがない人が、この電波入るところで通信、要はこの政務活動費で通信費を使っている端末で、使うということになりますよね。そこに矛盾あるじゃないですか。
- 吉岡議事課長 自宅にWi-Fiがない方は公衆回線を使っただいて結構ですので、議会で負担しているタブレットにつなげている公衆回線を使ってやりとりしていただければ結構です。その負担は当然公務ですので公費から負担をするという整理になっております。
- 大石委員 だから、やっぱり全部公費でいいんじゃないかなと思うんです。要は、公務はよくて政務が何か悪いみたいな。議員が適当に、政党のこととか、選挙のこととかやりそうだから、その言い訳のために半分取りあえず案分しといたらどうみたいな。要はリスク管理にしか聞こえないんです。我々は別に正々堂々と、公務で使うんだから公務で申請を私はすべきだと思います。
- 西内(健)委員長 政務ということが何かというと、例えば我々が公務ではない、先ほどおっしゃった政党関係の活動をするときそのタブレットを活用した場合に、政務として当たるんだろうから、私は半分、一部負担でいいんだというふうな認識なんですけど、全て公務でということにはならないと思うんですが。
- 大石委員 すいません、委員長の想定する政務って何ですか。
- 西内(健)委員長 例えば、我々の支持者などと接触したときに、そのタブレットを使用して何らかの検索をしたりとか、そういった場合に使った場合ですよね。それは政務に当たるんだと思うんですけども。
- 大石委員 それはその検索の内容が、県の例えば予算のこととかだと私は公務だと思います。住民に対する説明責任は我々議員、議会の大切な公務でしょう。
- 西内(健)委員長 だからそこが公務なのか政務なのかっていうところも含めてですよ。全てを公務って大石委員の考え方も分からなくはないですが。
- 大石委員 いや全てではないですよ。だからそれは何か議会の議案に関係ないこととか、予算に関係ないこと、あるいは選挙のこととか、政党活動のこととか、通常の我々の政治活動のことなどは、当然、政務といいますか、それは自分のスマホとかでやったらいい話で、ここには当然議会の情報が想定されるとしたら今ペーパーで配られてるような、議会のいろんな情報とかペーパーがそのタブレットに集約されていくわけですから。そこについて活用するのはもう完全に私は公務だと思います。ただ、多勢に無勢なんであれですけど。結構大きいですよ、だって年間4万8,000円。それぞれ政務活動費が使えなくなるわけですから。本当は使え

R5. 8. 7 議会デジタル化検討小委員会

- るものが使えなくなるという固定費でかかってくるというのは。
- 西内(健)委員長 当面のコストというか、幾らぐらいかかりそうなんでしょうか。吉岡課長。
- 吉岡議事課長 今回の契約によりますと、月額1人500円程度と見込んでおります。
- 西内(健)委員長 そうなると、年間6,000円程度ということですか。
- 吉岡議事課長 年間では6,000円程度かと思えます。
- 大石委員 そういう意味じゃ、これ1人1,000円って書いてましたけど半分ぐらい安くなったわけですか、資料をこれ訂正してもらわないと困りますよね。
- 吉岡議事課長 入札結果でございますので、入札で安くなっております。大変申し訳ございません。
- 大石委員 値段の問題じゃなくてと思えます。だから、全国の他の議会が全額負担でやるところを、我々がわざわざ政務というので半分負担するというのが、全国の他の議会にも悪影響と言っているのかどうか分かりませんが、要は議員活動を制限していくってことですからね、お金払うということは。だから、その先例をわざわざ高知県議会がつくらなくてもいいんじゃないかと。正々堂々と公務で使ったらいいいというのが、私たちの主張です。なので、後は委員長に裁いていただけたらいいと思えます。
- 西内(健)委員長 ほかは御意見ございますでしょうか。
- 岡田(芳)委員 そこをどう整理していくかね。これはちょっと今後も議論が必要かなとは大石委員の発言をお聞きして感じました。タブレットを使えば全て公務という整理をすれば、全て公務になるわけですけども、実質使う場合は、今、御説明あったように使い方もあるわけですので、そういう点では、県民の皆さんから理解を得るためには、一定程度の負担から始めることが妥当なところかと。大石委員の言われることもよく分かるんですけどもね。まずスタートとして、その整理ができてない段階では、一定程度の負担も致し方ないかなというふうに考えます。
- 田所委員 お話を聞きよって確かにと思う、うなずくところもありますけど、そもそも公務と政務のさび分け、何ぞやというところから分かんということになると、両方の理屈も通るんだろうなと思うんです。公務と政務でってなると、それがはっきり禁止事項が我々も分かってないと、これは分かんわけで、また対相手、例えば、県民と協議をするに当たってもそこら辺をいつも確認しないとやっぱりいかんというところという、やっぱり③番の一部議員負担っていうのがまあ妥当なかなと思うところもあります。
- それともう1点、やっぱり公費負担ってなったときに、確かに我々議員でいうと、我々が手を挙げてデジタル化を進めてくれというよりは、その波によってこ

うなっているのに合わせて協議をしていくというイメージだと思うんですけど、県民に対しても、なかなかデジタル化をなぜやるのかって理由が、例えばその危機事象に強い、危機に強い議会を目指すんだということだけの説明では納得いただけないケースも出てくると思ったときに、そこをしっかりと議員が負担をして、デジタル化を県民のために進めていくんだというスタイルのほうが妥当なのかなあと感じているところです。

大石委員

すいません。そもそも論ですけど。これって性善説で行くしかないんですよ、1から3つ目の項目まで。Wi-Fiだって別につなごうと思ったら、禁止されてたってつなげるわけですからね。そういう意味で、実は全て公費負担だというほうが責任感だと思うんです。しかもその半分政務活動で使うから、半分負担しますという理屈だとですね、そもそもこのハード整備、端末も半分政務活動でないと理屈合わないんですよ。端末を全て公費でとしておきながら、ランニングコストは半分だけ負担しますっていうこと自体がそもそもおかしい話で自己矛盾じゃないかなと思います。

金岡委員

そもそもが公務と政務のさび分けはかなり難しい問題だと思います。それを県民の皆様方がどれだけ理解するか、これもまたかなり難しい問題。したがって、先ほど岡田委員が言われたように、どちらがという議論が必ず出てきます。もちろん大石委員の言われることもそういう議論が出てくるでしょうし、岡田委員の言われるような議論も出てきます。そしたらどっちが正しいかという二者択一なんて、これなかなか難しい問題です。そうしますと、先ほど言われましたいわゆる政務活動費マニュアルとの整合性もありますから、これは、とりあえず今の段階では、一部負担ということであって、その後、政務活動費との整合性とかも考え、そこも将来考えていくということを進めていかないと。これにしましたっていう、そしたら逆のお話が出てきたときにどう対応するのかということも出てくると思うんです。ですから、今のこのスタート時点では、一部議員負担ということで進めていくのが妥当じゃないかなというふうに私は思いますね。

西森(雅)副委員長

通信費負担の件、これは全額公費負担とするという、前回はそういう形でお伝えはさせていただいたと思います。そもそも公務として使うというのが基本的な部分なんで、公費負担でいいという考えです。

大石委員

さすが副委員長の見識。けど、実際そうなんです。だからそのハードは100%公費なのに、維持管理費だけ半分、政務活動費で払うってのもちょっと矛盾があります。さらに言えば、議員の中には既に自分の持つるタブレットの通信費の半額を政務活動費充当してる人だって当然いるはず。これも政務活動費でやる、自分がふだん政務活動で使ってるタブレットも政務活動費で払う、何かおかしな話ですし、言うように公務で使うためのタブレットであるんだから、政務活動したいんだったら自分のタブレットで今までどおりやったらいいですし、そこでまた良識の範囲内なので、やはり全額公費負担するべきだと思います。

R5.8.7 議会デジタル化検討小委員会

西内(健)委員長	意見は出そろったと思うんですが、これ非常に難しいところだと思いますけど。
西森(雅)副委員長	確認ですが、全額公費負担でないとすると、公衆回線モデルの何%かを議員の政務活動なり、また個人で支払うという考えということなんですか。その公衆回線モデルに対しての負担ということでは、通信費の負担というのは。
吉岡議事課長	あくまで、タブレット整備は、オンライン委員会とかできるようにということで整備して、その間にあいてるときに積極的に利用していただくということで政務活動にも充てれるようにということで、その通信費については負担をしていただくという考え方で整理しております。本体の負担を求めるものではないです。
大石委員	ちょっと確認ですけど、このタブレットの所有権はどこにあるんですか。
吉岡議事課長	こちらはリースですので、所有権自体はリース会社かと考えます。
大石委員	学校なんか配ってるタブレットでも基本的には学校の所有じゃないですか、個人の所有にはなってないですよ。今回のタブレットは、議員個人の財産になるのか、リース会社とのお話がありましたけど、基本的なその責任が帰属するのは、議会事務局なのかどっちですか。
西内(健)委員長	使用責任という意味ですかね。所有権はリース会社でしょうけど、使用する場合における、占有権もそうだけど責任というのがどこにあるかということですね。
吉岡議事課長	利用する場合の責任はやはり最後は使用者になるかと考えます。
大石委員	例えば、タブレットが故障したり、紛失したら議員個人が責任をとって、全て買い換えたり、支払いするということですか。それとも議会事務局あるいはリース会社で整理してくれるということなんですか。
吉岡議事課長	この後の話にもございますが、使用するにあたって紛失等をした場合、保険料も込みになっておりますので、リース会社において新しいものに換えることや、修理をしていただくことになっております。ただそこで、重過失あるいは故意がある場合は当然使用者の責任が問われてくるかと考えております。以上です。
西森(雅)副委員長	ここで、政務利用は認めない、ということになると、全額公費負担でいいかと思いますが。だから、政務として使うタブレットなのか、使わないタブレットなのかで、公費負担か、一部公費負担かというのが分かれてくるのではないかと思います。だから、タブレットの使い方をもっとはっきりさせておくというのが一番大事な部分だと思います。公務にしか使わない、政務には使わないと支給されている、そうなったらもう公務にしか使わないわけですから、当然全額公費負担と

いうことになってこようかと思えます。

大石委員

ちょっと補足ですけど、今のやりとりの中で、一応案ですけど第5条は、これ明確に貸与って書いてるんですね。議員に対して、事務局が貸与してくれるんですよ。だから貸与されたものに関して、基本的には通信料も支払いは事務局からするはずなんです、会計上。そこに我々が政務調査費なり個人でお金集めて事務局に1回入れて、という会計になると思いますがそれも何かおかしな話ですし、貸与されたものに関して我々が自費で支払うというのもすごくイレギュラーなお話なので、本当に普通に整理した公務で使うために、我々に貸与してくれたものに関しては、これは議員の良識に基づいて公務に使うという分に関して公務あるいは公務に準ずるといいますかね、政務の中でも当然公務に近いものありますからそこは議論ですけども、通信料に関しては会計上もちょっとおかしな話になるし、やはりこれは全額、別にその月600円を惜しんでいるわけでもなくて。やっぱりあんまりイレギュラーなことをしないほうがいいんじゃないかなと思います。

西森(雅)副委員長

タブレット端末自体は、政務にも使うという考えなのかどうなのかというそこをちょっと整理しないとこれ結論が出ないように思います。政務としても認めるのか、公務だけという形にするのか、そこをはっきりすれば、自然とこの通信費がどうなるかっていうのは、明確になってくると思います。

西内(健)委員長

ちょっと政務と公務の線引きが今、みんなで大分違う。

岡田(芳)委員

先ほども議論してましたけどもそこがはっきりしないので。タブレット使うのは全て公務だとすれば全て公費でっていうのは分かるんですけども、今、御説明の中では公務でも政務でもという話があったので。それなら県民の皆さんの理解を得るためには、一定程度の負担も致し方ないのかなと。

西森(雅)副委員長

政務で使うということであれば、タブレット端末の費用もそれもやっぱり政務費用を充てないといけないと思います、通信費だけではなく。タブレット端末も例えば2分の1になるのか3分の1になるのか分からないですけども、それは政務活動費としてタブレットのレンタル料を支払うと。だから基本的には、公務でしか使っては駄目だということではないといけないと思います。

西内(健)委員長

御意見が出そろったようですので。確かに、そのタブレット端末との整合性も含めると、全額公費のほうが、よろしいのかなと。

西森(雅)副委員長

そこはもう、公務でしか使わないと。それで、政務で使うのは自分でタブレットを構えて、自分で政務活動費としての、そのタブレットを使っているんな検索をしたり、写真撮ったりとかいう場合もあるかもしれませんが、そういうのに使っていけばいいわけであって。だから支給されているものはやっぱり政務で使っては逆にいけないと思います。

R5.8.7 議会デジタル化検討小委員会

岡田(芳)委員	そこは事務局の今の説明とちょっと話が違ってるように思うので、そこはどういうふうに整理をされるのか。タブレット使えばもう全て公務だというふうに、そういう整理はされたら、それはもう。
大石委員	恐らく、ふだん自分たちが認識してる政務と、ここでいう政務がちょっと違うんですよね。この間から議論になりましたけど、例えば議会の議案とか予算に関わることってというのは、私たちは公務だと思いますし、政務というのは政治の仕事とか選挙とか政党の仕事とか、当然政務だと思ってます。今の政務活動費マニュアルの中では、予算の調査とか議案の調査をするのも政務に当たるみたいな解釈があって、それはちょっとおかしいですよね。議会の、当然議案の調査とか政策調査するのに、それが公務に当たらないというのは妙におかしいんじゃないかというので、だからその範疇というか、それはありますけどね。だから、最終的には良識になるんじゃないかと思いますけど。
西内(健)委員長	議案の調査、予算の調査、どこまでが本当に公務、政務を分けれるのかという、例えば政務活動費を使って県外視察なんかに行ったとき、もう当然政務活動を充ててますけど、それを例えば公務と見るのか政務と見るかっていうとそれは政務に当たるんだと思うんですよね、その前にタブレット使った場合、じゃそれ公務なんですって言えるのかとか、その辺も含めてやっぱりここ線引きが難しいところだと。
西森(雅)副委員長	例えば県外出張に公務で行ったと。そのタブレットを使うのは、公務で行ってるから公務なのかとか。
大石委員	今日2回目になりますけど、政務活動費とはいえ公費が原資なんですよね。財源は公費ですから、だから政務活動の中にもかなり厳しく制限が加えられていて、当然その政党活動とか、政治のあれとか個人的なことというのは入ってないわけですから、だから財源が公費である限りは、政務活動で名前は政務ってついてますけれども私はこれ公務だと思うんですよ、公務の範疇。公費が財源である限りはです。だからそこは、政務調査活動費を使って視察に行くというところにこのタブレットを使っても、何ら問題ないと私は思いますけどね。
西内(健)委員長	政務活動は確かに公費から出てるというのは分かりますが、そこが本当に公務と政務のさび分けの問題が出てくると。政務活動マニュアルの中にそこに公務、政務がしっかり分かれてないというところもあると思いますので。
西森(雅)副委員長	だから、ここに書いてるデメリットで政務利用は認めないというね、これが全額公費負担等する場合の明確な指針に思うんです。全額公費にするのであれば政務利用はもう認めないし、一部議員負担にするのであれば政務でも認めるかという、だから政務として使うか使わないかというところだと思いますけどもね、公費負担、全額公費か一部公費か。
西内(健)委員長	これ③番の一部負担という形にして、もう公務でしか使わないという議員から

R5. 8. 7 議会デジタル化検討小委員会

は、負担をいただかないという形にもなりますので、一旦は、③番の一部負担とさせていただきます。もう公務以外は使わないという方からは、議員負担分を徴収しないという形にしたいと思えますけれども、そんな形の落としどころでよろしいですかね。

大石委員

ごめんなさい、ここで言う公務、政務の政務なんですけれども、600円払えば、例えば選挙のこととか個人的なことでも利用できるということなのか、それともこの政務というのはあくまでも政務活動費をふだん充当してやるような活動を想定しているのか、これはどちらですか。

吉岡議事課長

事務局としては政務活動費に政務活動とはということがございましてこれに当たるかと考えております。

西森(雅)副委員長

そもそもタブレット自体が、政務で使えるものってどんな形のもの、例えばヤフーの検索ができるだとか、そういうのもできたりするわけですか。それで、写真も撮れたりとか、そういうこともできるタブレットになってるということなんですか。

吉岡議事課長

もちろん、アプリの内容によりますがそういった検索機能がございます。写真も通常のタブレット同様、撮ることができます。

西内(健)委員長

だから多分、写真を現場視察に行き行って撮った。これは公務なのか政務なのかっていうところの線引きがはっきりしてないので、現状では一部負担として政務、公務どちらでもというか、そこの政務かはっきりしないこと自体が問題なんですけど、今の現状あやふやなというか、グレーゾーンもあるので、ここはやはり一部負担にしておいたほうが、県民に対しても政務活動マニュアル上問題がないのかなという考えでありますけど。

西森(雅)副委員長

実際だけどもそういった写真を撮ったり、いろんな検索をしたりっていうのは、例えば自分のスマホであったり、タブレットであったり、自分が政務活動と私用と2分の1で大体皆さんやってると思うんで、それを使えばいいと思うんです。あえて議会事務局から支給されてるものは、もう公務としてしか使わないと。だから、あえて政務にそれを使おうとするという考えを入れてはいかんというふうには思います。だから政務で使うなら自分で構えて使うと。

西内(健)委員長

そうなると結局本当に公務と。公務が何かは別に、公務以外では本当に使わないということになっていきますので。

西森(雅)副委員長

だから写真だとかそんなのは、ほらもうね。

西内(健)委員長

そのタブレットで撮る方がいらっしゃるかどうかわかりませんが、間違っというか、先ほどの性善説ではないですが、あることも想定した場合に半分というか一部負担としておいたほうが無難かなと。公務にしか本当に使わないという

R5. 8. 7 議会デジタル化検討小委員会

- 方からは、もう負担を徴収しないというような形で最初スタートをしたいと思うんですが、大石委員よろしいですか。ご納得はいただけないようですか。
- 大石委員 それは会計上問題ないんですか。
- 吉岡議事課長 会計所管課とも協議をいたしまして、特段負担金として求めることで問題ないと回答をいただいております。
- 西森(雅)副委員長 逆もありえるよね。全額公費にしといて、使った人は、政務として出すっていうね。
- 大石委員 昔そもそも政策調査費、政調費って言ってましたよね、政務活動費も。いつの段階からこの名称が変わって政務活動費になったのかちょっとよく分かりませんが、政務というのは通常、一般的に考えたら政治的な仕事、政党選挙、あるいは自身の後援会活動とか、それに当たるのが何か政務っていう認識ですけど、だから基本的には今の政務活動費で我々がしてる調査とか研修とかっていうのは、原資は公費ですし、公務に準ずる私は活動だというふうに思ってやってきますので、だからそういう意味では、全額公費負担にしても、そういう政策調査には、これは私は使うべきだと思いますけど、そこが公務に当たるのかどうかっていうところの認識が多分恐らくこの事務局の皆さんとも、我々の中でも全部違うということですので、そういうことを踏まえて、最後はもう委員長に従うことにしたいと思います。
- 西内(健)委員長 当面は、一部負担、議員負担として、本当に公務でしか使わないという申告があれば、その方からはもう負担をいただかないというような形で運用を最初は始めさせていただければと思いますので、よろしく願いいたします。
- (了 承)
- 西内(健)委員長 それでは次の2番のタブレット端末の議事堂外のフリーWi-Fiへの接続についてであります。公明党の御意見を。
- 西森(雅)副委員長 これは自宅のWi-Fiのみ認めるという前回もお伝えさせていただいたところであります。
- 西内(健)委員長 2番のこのタブレット端末の議事堂外のフリーWi-Fiへの接続について協議をいたしたいと思います。これもお話がいろいろ出ておりましたが、事務局から外部のフリーWi-Fi接続が危険であり、場合によっては議会ネットワーク全体に影響があるとの説明もありました。また、情報セキュリティ的なことは、導入当初は厳しくしておき、状況を見て徐々に変更していくことで、安全な利用ができるとも考えます。それらを踏まえると、現状では、③がいいとは思いますが、大石委員のほうから違う御意見が出ましたが、その辺はどうでしょう。

R5.8.7 議会デジタル化検討小委員会

大石委員 大勢に従います。基本的にもう全部認めるでずっと、2番も3番もそうなので、ここは問題性善説の話になるので。できなかったらできなかったで会派で自由にWi-Fiを整備するとか、そういうことも排除されないってことが今日分かったので、そこはもう委員長に一任で。

西内(健)委員長 これは、③番の自宅のWi-Fiのみ認めます。

岡田(芳)委員 うちの会派でも最初は厳しい目にとということで議論をしました。最初は厳しくスタートするということで。ただ運用の中で、使っていく中で改善すべきということになれば、それはもうそこで判断をしながら運用の幅を広げていくこともありうるのではないかとということですけど、そういうふうに思っております。

西内(健)委員長 大方の意見が出ましたが、③番でこれは進めていきたいと思っておりますので御了承お願いいたします。最初ですから厳しく制限しながら、後に運用状況を見ながら、どうするかというのはまた今後のこの委員会で話し合われればと思っております。

(了 承)

西内(健)委員長 次に3番の議事堂のWi-Fiへの私物接続についてであります。私物機器を持ち込んで使用したいとの御意見がある一方で、事務局からは、議会側で管理できない機器が、議会ネットワークに直接接続されることとなり、議会ネットワークにリスクが生じる、また、障害発生時の原因解明が困難となり復旧までの時間を要することなどの説明がありました。さらに私物が多く接続されることで、回線容量が逼迫して、公用タブレット端末の利用に影響が出るとの懸念もされます。また、先ほど説明があったように、各会派でのWi-Fi整備も可能だということでございますので、これらを踏まえると、やはり、私物端末を認めないことがよいのではないかと私は考えますが、皆さんの御意見をお伺いしたいと思います。

(な し)

西内(健)委員長 それではもうこれに関しても、②番の認めないということでもよろしいでしょうか。

(異議なし)

西内(健)委員長 それでは、さよう決めます。

2. 管理要領案について

西内(健)委員長 次に、2番の管理要領案についてであります。今後タブレット端末の使用に当たってのルールなどの決定が必要と考えます。については、管理要領案を事務局か

ら説明させます。吉岡課長。

吉岡議事課長

それでは制定しようとする管理要領案につきまして御説明をさせていただきます。資料2を御覧ください。

この管理要領は、第1条に規定しておりますとおり、議会運営システムの適正な使用及び管理に関しまして必要な事項を決めようとするものでございます。管理者である事務局の役割規定しているだけでなく、議員の皆様にも、システム利用者、タブレット使用者として守っていただければならない基本的なことを定めております。例えば、タブレットを分解、改造してはいけませんといったような基本的なことを規定しております。この要領は、委員会などの会議における利用ルールといったことまで規定しているものではありません。こうした利用のルールについては、次の段階、運用マニュアルといった形で御協議、決定いただきたいと考えております。

まず、議会運営システムとは何を指すかと申しますと、第2条に規定しており、1号でペーパーレス会議システム。2号でクラウド型ファイル共有システム、グーグルワークスペースのことを指しますが、このシステム。3号で情報機器、皆様に貸与しますタブレットを主に指します。4号でアカウントシステム利用に当たって必要となるユーザーIDやパスワードを指しまして、5号でこれらの総称を議会運営システムとすると規定しております。

第3条で、システムの適正な使用、管理のために管理者を置き、その管理者とは議事課長を充てることを規定しております。執行部でもこうした規定に基づき管理者を設定、設置しており、デジタル政策課長が指定されております。

第4条で、システム利用者の範囲を規定しております。システム利用者は、議員のほか、議長が許可したものとしております。許可したものは、事務局や執行部の職員を想定しております。そして第2項では、使用者はこの要領に定めるところにより、適正に使用しなければならないことを規定しております。

次のページにまいりまして、第5条が、通信機器の貸与及び返却のルールでございます。第1項に基づき皆様に情報通信機器、タブレットですがこれを貸与いたします。そして第2項、貸与されたタブレットは他人への貸与や譲渡はしないこと。第3項で議員の任期満了など、議員でなくなった場合等はタブレットを速やかに返却すること。第4項で返却に当たって、タブレット内に必要なデータがある場合は、使用者においてデータの移行を行うこと。第5項で返却されたタブレットは速やかに管理者においてデータ消去を行うことを規定しております。

第6条は、タブレットの取扱いでございます。タブレットの紛失や盗難などに遭わないよう適切に保管、使用すること。また紛失などあった場合は速やかに管理者に連絡すること。第2項で紛失等があった場合は不正利用などがされないよう、管理者の遠隔操作により端末の初期化を行うことがあることを規定しております。第3項で使用者の故意や重過失によりタブレットの毀損があった場合は、使用者に費用負担を求める場合があることを規定しております。

第7条では、タブレットを使用するアプリについての規定でございます。第1項で使用者がタブレットに新たなアプリをインストールしようとする場合は、管理者の許可が要ることとしております。アプリが入れられることで、システムに不具合が生じてもいけませんので、ここは御理解をお願いいたします。許可につ

いては使用者の申出に基づき、その安全性などについて、保守業者などの意見を聞きながら判断していきたいと考えております。なお、許可してインストールされたアプリにつきましても、その後セキュリティーの必要があればこれを削除する必要があることを規定しております。

第8条は、セキュリティー対策についてでございます。第2項にはタブレット使用に当たって、セキュリティー確保のためパスワードなどのアカウント情報の適切な管理、ウイルスに感染したと思われる場合は速やかに連絡いただくこと。管理者がタブレットにセキュリティー対策を施す必要があると判断した場合はすぐに管理者に提出いただくこと、もしくは電源切断していただくことを規定しております。

第9条に、禁止事項を規定しております。公にされてない情報の持ち出し公開の禁止、タブレットなどの分解、改造の禁止、設定の変更や、認められていない外部機器の接続の禁止、第三者利用の禁止などを規定しており、守っていただけない場合は利用を停止させることができるというふうな規定にしております。

このほか、先ほどお決めいただきました費用負担の部分などにつきましても追加して規定させていただく必要があるかと考えておりますので、文書、文言等につきましては次回の協議の際にお示しさせていただくことで御了承をお願いいたします。簡単でございますが説明につきまして、以上でございます。

西内(健)委員長

何か御質問ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

西内(健)委員長

それでは、この管理要領案は会派へ持ち帰って検討していただいて、次回の委員会で協議していくことで御了承願います。

3. その他

西内(健)委員長

次に、その他であります。8月21日から、タブレット端末の配付等が始まるのでありますが、当面のスケジュールを事務局から説明させます。

吉岡議事課長

当面のスケジュールでございます。先ほど委員長もおっしゃられましたとおり8月21日月曜日からは、タブレット端末を皆様に配付をいたします。そして、タブレットの基本的な操作研修を、先日御案内いたしておりますが、8月21日月曜日からは23日水曜日までの間で、現在、日程調整を行っております。決定次第またお知らせをいたします。この基本研修は、研修用動画も用意させていただきますので、研修に参加できなくても、後ほど、パソコンなどを通じて個別に受講できるようにいたします。そして、基本操作とは別にペーパーレス会議システム研修を9月議会終了後に予定しております。また改めまして御案内をさしあげます。当面のスケジュールにつきましては以上でございます。

西内(健)委員長

それでは、当面のスケジュールについては事務局からの説明のとおりで御了承願います。

R5.8.7 議会デジタル化検討小委員会

(了 承)

西内(健)委員長

最後にその他で何かございませんでしょうか。

(な し)

西内(健)委員長

それでは、協議事項は以上であります。本日持ち帰りとなりました管理要領案につきましては9月定例会週招集告示後の議運終了後に小委員会を開催し協議したいと存じますので、それまでに各会派で御検討いただくようお願いいたします。

それでは、以上で本日の議会デジタル化検討小委員会を終わります。いろいろございましたが、ありがとうございました。